

2020年4月8日

各 位

太陽生命保険株式会社
代表取締役社長 副島 直樹
東京都中央区日本橋2丁目7番1号

新型コロナウイルス感染症にかかるお客様への保険金・給付金のお支払いについて

このたびの、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられました皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 副島直樹）では、このたびの、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられましたお客様への支援を目的として、下記のとおり、保険金・給付金のお支払いについての特別取扱いに関する補足事項をお知らせいたします。

記

既にご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられず、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合などでも、医師の証明書等の提出により、入院給付金のお支払い対象といたします。

なお、新型コロナウイルス感染症は疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院や、検査の結果「陽性」と判定されたか否かにかかわらず、医師の指示で入院している場合も入院給付金のお支払い対象となるほか、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合などでも、医師の証明書等の提出により、入院給付金のお支払い対象といたします。

また、新型コロナウイルス感染症以外の傷病が原因であるものの、新型コロナウイルス感染症が医療機関で発生し、入院できない、または入院期間中に退院せざるを得ず、必要な入院治療を受けられない場合などでも、医師の証明書等の提出により、入院されたものとみなして、お支払い対象といたします。

※ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに所定の入院日数が必要になります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けられましたお客様に対して特別取扱いを実施していますので、あわせてご確認ください。

(ご参考) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別お取扱いについて

https://www.taiyo-seimei.co.jp/company/notice/download/press_article/2019/20200317.pdf

その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<お客様サービスセンター>

電話番号：0120-97-2111 受付時間：月～金 9：00～18：00

土・日 9：00～17：00

(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

以 上